

お客様各位

豊田信用金庫

「口座登録法」および「口座管理法」に基づく業務の全面開始についてのお知らせ

平素より、豊田信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

さて、2025 年 4 月 1 日（火）から「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（以下「口座登録法」）および「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（以下「口座管理法」）に基づく全業務の取扱いが開始となりますので、下記のとおりご案内いたします。

記

1. 「口座登録法」および「口座管理法」に基づく対象業務とその開始時期について

対象業務		業務運用開始時期
口座登録法	公金受取口座の登録	<u>2025 年 4 月 1 日（火）</u>
口座管理法	①当金庫の預貯金口座への付番	2024 年 4 月 1 日（月）
	②他金融機関の預貯金口座への付番	<u>2025 年 4 月 1 日（火）</u>
	③相続時・災害時の口座照会	

2. 公金受取口座の登録等の受付の開始について

当金庫は、お客様から提供いただいた個人番号（以下「マイナンバー」）の利用による公金受取口座の登録・変更・抹消等の申請を受付いたします。

※預貯金口座をあらかじめ国に登録してマイナンバーを紐づけすることにより、緊急時の給付金や児童手当等の公金給付についてスムーズな申請・給付を受けられる制度です。

3. 預貯金口座への付番ならびに災害時および相続時の口座情報照会の受付の開始について

当金庫は、お客様からのご意思に基づき、マイナンバーの申し出による他の金融機関が管理する預貯金口座への付番の受付ならびに災害時および相続時における預貯金口座の情報提供の申請を受付いたします。

※お客様のご意思に基づき、一度に複数の金融機関の預貯金口座をマイナンバーで管理（付番）できる制度です。

4. 預貯金口座への付番の意思確認について

当金庫において新規で口座を開設される際は、当金庫および他の金融機関が管理する全ての預貯金口座への付番についてご意向を確認させていただきます。

【リーフレット】

- ・口座登録法（デジタル庁リーフレット）
- ・口座管理法（デジタル庁リーフレット）

以 上

預貯金口座付番手續について

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（以下、「口座管理法」）に基づく預貯金口座付番手續の際は、以下の点について、ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 預貯金口座付番をご案内させていただくお取引について

口座開設を行うお客様及び店頭で百万円超の国外送金を行うお客様に対して、預貯金口座付番のご案内をさせていただきます。

2. 預貯金口座付番の趣旨について

口座管理法に基づく付番の趣旨についてご理解いただき、以下の点について承諾していただく必要があります。

- ・災害時又は相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様又はその相続人が預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。
- ・お客様の個人番号は、所得税法、生活保護法、預金保険法その他の法令の規定に基づく手續においてお客様の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。

3. 他の金融機関への付番について

当行への付番のほか、当行経由で他の金融機関への付番を行うことが可能です。

4. 預貯金口座付番の対象となる預貯金口座について

当行及び他の金融機関への付番を行う場合は当該他の金融機関のお客様名義の全ての預貯金口座が付番対象となります。また、原則として付番完了後に付番を取り消すことはできません。

5. 最新の個人情報の提供について

本申込時、お客様の氏名・住所・生年月日・個人番号等をご確認させていただきます。**必ず最新かつ正確な氏名・住所・生年月日を提供いただきますようお願いいたします。**金融機関に届け出されている情報が最新でない場合は、届出情報の変更手續等を行っていただく必要があります。

また、他の金融機関への付番を行う場合、本申込時にいただく氏名・住所・生年月日が当該他の金融機関に届け出されているものと異なっていると正しく付番が行われない場合があります。

6. 個人情報の利用目的について

本申込により提出された個人情報の利用目的については、（各金融機関のホームページ）をご参照ください。

7. 預貯金口座付番の結果通知について

当行への付番については、当行窓口でのお客様へのご説明（非対面の場合はe-mail、郵送等）により結果通知がなされます。

他の金融機関への付番については、預金保険機構より郵送にて結果通知がなされます。口座有無の確認等のため、結果通知まで2～3週間ほどお時間をいただく場合があります。

8. 本人情報最新化について

金融機関は、付番いただいたお客様の氏名・住所・生年月日・個人番号を正確かつ最新の内容に保つため、預金保険機構経由で地方公共団体情報システム機構へ照会を行う場合があります。

必要書類・確認事項等

確認事項	必要書類
口座管理法に基づく付番への同意（上記項番2への承諾）	個人番号の届出書（兼告知書）
本人確認情報（氏名、住所等）	本人確認書類※1
個人番号※2	個人番号が確認できる書類※3

※1：顔写真付きの公的書類（1点で確認可能）または、顔写真のない公的書類（2点の原本で確認可能）をご提示いただく必要があります。詳細については申込時にお問い合わせください。

※2：マイナンバーカードを持参していない等、個人番号の提供が困難な場合は、当庫での預貯金口座への付番手続きはできません。

※3：申込時点で有効かつ最新の記載のある「マイナンバーカード」、「通知カード」、「住民票の写しまたは住民票の記載事項証明書（個人番号の記載のあるもの）」のいずれかの提示が必要となります。